５－７　自動車騒音規制の推移

（単位：デシベル）

自動車の種別		自動車騒音の区分		加速走行騒音													定常走行騒音及び排気騒音							近接排気騒音					
		新車、使用過程車の区分		新車													使用過程車	新車						新車使用過程車		新車			
		規制年等		46年規制	51年52年規制	54年規制	57年規制	58年規制	59年規制	60年規制	61年規制	62年規制	平成10年規制	平成11年規制	平成12年規制	平成13年規制	26年29年規制	26年29年規制	46年規制	平成10年規制	平成11年規制	平成12年規制	平成13年規制	60年規制	63年規制	平成10年規制	平成11年規制	平成12年規制	平成13年規制
大型車	車両総重量が3.5ｔを超え、原動機の最高出力が、150キロワットを超えるものをいう。	大型バス（乗車定員11人以上の自動車）		92	89	86			83				81				85	85	80	82					107	99			
		大型トラック								83						81							82						99
		全輪駆動車、トラクター及びクレーン車									83					82							83						99
中型車	車両総重量が3.5ｔを超え原動機の最高出力が150キロワット以下のものをいう	全輪駆動車		89	87	86		83								81	85	85	78				80		105				98
		全輪駆動車以外	トラック													80							79						98
			バス												80							79						98	
小型車	車両総重量が3.5ｔ以下のものをいう	軽自動車以外	車両総重量1.7ｔ超	85（注）	83（注）	81（注）			78（注）						76		85（注）	85（注）	74（注）			74			103（注）			97	
			車両総重量1.7ｔ以下											76							74					97			
		軽自動車	ボンネット型							78（注）																			
			キャブオーバ型（ボンネット型以外）のもの												76							74					97		
乗用車	専ら乗用の用に供する乗員定員10人以下のものをいう（二輪自動車を除く）	乗車定員６人超		84	82	81	78							76			85	85	70		74				103		96［100］		
		乗車定員６人以下											76							72						96［100］			
二輪自動車	二輪の小型自動車（総排気量が0.250リットルを超えるもの）及び二輪の軽自動車（総排気量が0.125リットルを超え0.250リットル以下のもの）をいう	小型		86	83	78						75				73	85	85	74				72	99					94
		軽		84						75			73							71						94			
原動機付自転車	第一種原動機付自転車（総排気量が0.050リットル以下のもの）及び、第二種原動機付き自転車（総排気量が0.050リットルを超え0.125リットル以下のもの）	第二種		82	79	75					72					71	85	85	70				68	95					90
		第一種		80					72				71							65						84			

［備考］
1　平成10年規制の適用時期は、新型車は平成10年10月１日、継続生産車は平成11年９月１日、輸入車は平成12年４月１日。
2　小型車の平成11年規制の適用時期は、新型車は平成11年10月１日、継続生産車は平成12年９月１日、輸入車は平成13年４月１日。
　また、乗用車の平成11年規制の適用時期は、新型車は平成11年10月１日、継続生産車は平成13年９月１日、輸入車は平成14年４月１日。
3　平成12年規制の適用時期は、新型車は平成12年10月１日、継続生産車及び輸入車は平成13年９月１日。
4　中型車及び原動機付自転車の平成13年規制の適用時期は、新型車は平成13年10月１日、継続生産車及び輸入車は平成14年９月１日。
　また、大型車及び二輪自動車の平成13年規制の適用時期は、新型車は平成13年10月１日、継続生産車及び輸入車は平成15年９月１日。
5　近接排気騒音の［　］内の数値は、車両の後部に原動機を有する自動車の規制値
(注)
　平成11年規制より、小型車の自動車種別について変更。それ以前の種別は、上段が小型トラック、バスで、下段が前輪駆動車。